

○龍ヶ崎市表彰条例施行規則

平成26年3月28日

規則第6号

改正 平成29年3月13日規則第6号

龍ヶ崎市自治功労者表彰条例施行規則（昭和32年龍ヶ崎市規則第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、龍ヶ崎市表彰条例（平成26年龍ヶ崎市条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（選考基準）

第2条 条例第3条から第5条までの規定による一般功労表彰、善行表彰及び特別功労表彰の選考基準は、別表のとおりとする。

（在職期間の計算）

第3条 条例第6条第1項の在職期間は、当該職に就いた日の属する月から起算し、退職又は死亡の日の属する月までの期間をもって計算する。この場合において、退職した後、再び当該職に就いた者については、前後の在職期間を合算する。

（表彰の内申）

第4条 課等の長は、その所掌に係るものについて、条例第3条から第6条までの規定に該当すると認められるものがあるときは、表彰推薦調書（様式第1号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（提出期限）

第5条 前条の表彰推薦調書の提出期限は、次のとおりとする。ただし、急を要するときは、随時提出することができる。

- (1) 条例第3条の一般功労表彰又は条例第6条の市政功労表彰（条例第6条第1項第1号及び第3号に係るものを除く。）に係る表彰推薦調書にあつては、毎年8月31日
- (2) 条例第4条の善行表彰又は条例第5条の特別功労表彰に係る表彰推薦調書にあつては、表彰の対象となる事実を知った日から14日以内
- (3) 条例第6条第1項第1号又は第3号の市政功労表彰に係る表彰

推薦調書にあつては、表彰の対象となる職にある者の任期が満了する2月前。ただし、表彰の対象となる者が任期満了前に退職したとき、又は死亡したときは、当該事実の日から7日以内

(審査会)

第6条 条例の規定による表彰に関する事項を審査するため、龍ヶ崎市表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、副市長、教育長、部長、市長公室長、議会事務局長及び市長が指名する職員をもって組織する。

3 審査会に会長及び副会長を置く。

4 会長は、副市長をもって充てる。

5 副会長は、教育長をもって充てる。

6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に市民その他の関係人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第8条 審査会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(表彰の決定)

第9条 市長は、審査会の審査報告に基づいて表彰を行うものを決定するものとする。

(待遇)

第10条 条例第9条第2号の規定による待遇は、献花、弔電その他の方法によるものとする。

(名簿)

第11条 条例第10条の規定による表彰者名簿の様式は、様式第2号のとおりとする。

(欠格条項)

第12条 条例第11条第5号の規定による市長が不相当と認めるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 表彰の対象となる業務に関し、罰金以上の刑に処せられたもの
- (2) 刑事事件に関し、現に起訴されているもの

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月13日規則第6号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区分	選考基準	適用
一般功労 表彰	(功績が顕著なものの基準) 表彰の対象となる活動実績が8年以上であって、その活動内容が他の模範となり、又は賞賛に値すると認められるもの	条例第3条第1号から第8号まで
善行表彰	(多額の私財を寄附したものの基準) 100万円以上の金品を寄附したもの。ただし、寄附が複数回にわたる場合は、総額が100万円以上となる金品を寄附したもの	条例第4条第4号
特別功労 表彰	(広く市民に希望、感動等を与えたものの基準) 市内に居住し、若しくは居住していた者(故人を含む。)、市内に通勤し、若しくは通学する者又は市内に所在している団体のうち、次のいずれかに該当し、かつ、表彰の目的に照らして適当と認められるもの ア 全国的な学術、文化又は芸術の分野におけるコンクール等において顕著な成績を収めたもの イ 全国的なスポーツの競技会等において、	条例第5条第1号

	<p>顕著な成績を収めたもの</p> <p>ウ 国際的な学術，文化又は芸術の分野におけるコンクール等に国の代表として出場したもの</p> <p>エ 国際的なスポーツの競技会等に国の代表として出場したもの</p> <p>オ その他広く市民に希望，感動等を与えたもの</p>	
--	---	--

備考

- 1 表彰の対象となる期間の計算は，毎年3月31日を基準日として，第3条の規定による在職期間の計算の例による。
- 2 特別功労表彰のうち，団体競技等に係る個人表彰にあつては，選考基準欄のアからエまでのいずれかに該当する団体競技等の選手，監督等に選出された者を対象とする。